

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、鴻巣都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I 鴻巣都市計画区域の位置等

鴻巣都市計画区域は、都心から約50km圏、本県の中央部に位置しています。
また、鴻巣都市計画区域に含まれる土地の区域は、鴻巣市の行政区域の全域です。

【3・4・4号 生出塚新御成橋線】

本路線は、鴻巣市上生出塚字清水を起点とし、鴻巣市滝馬室字川通に至る延長約3,730m、幅員16mの幹線街路です。

II 変更の必要性

埼玉県では、社会状況の変化や制度改正等を踏まえ、都市計画道路について都市の将来像を見据えたものとするため、「都市計画道路の検証・見直し指針」（令和2年7月）を定めました。同指針に基づき、未整備・事業中区間を有する都市計画道路の必要性や構造の適切さの検証を行った結果、3・4・4号生出塚新御成橋線については、一部区間の幅員及び車線数を変更することとしました。

III 変更の理由

3・4・4号生出塚新御成橋線について、周辺道路の交通渋滞の緩和及び鴻巣市と東松山市を結ぶ交通ネットワーク強化のため、一部区間の車線数を2から4として幅員を変更するとともに、一部区域を変更するものです。

IV 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・4・4号 生出塚新御成橋線	約3,730m	2車線	16m	・一部区間の幅員変更 ・一部区間の車線数の変更 ・一部区域の変更

V 関連する都市計画

本路線の変更とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

①道路（埼玉県決定（東松山都市計画区域））